

総務課

☎ デジタル推進係 (252)

「書かない窓口」をスタートしました

デジタル技術を活用して、各種申請書への記載項目を大幅に減らす「書かない窓口」をスタートしました。「書かない窓口」とは、マイナンバーカード等をカードリーダーで読み込むことで、住所、氏名、生年月日等の基本情報が申請書に自動的に転記される仕組みです。このシステムの導入により、申請書に何度も住所や氏名等を記入する手間が省け、複数の申請を同時におこなう際の負担が大幅に軽減されます。

対象窓口	・ 町民課		・ 税務課
	・ 保健福祉課		・ 野方支所
利用できる 本人確認書類	・ マイナンバーカード	・ 運転免許証	・ 在留カード
	・ 運転経歴証明書	・ 特別永住者証明書	
対象手続き	・ 各種証明書(住民票、印鑑証明書、戸籍証明書、税証明等)の交付に関する手続き		
	・ 年金に関する手続き		
	・ 国民健康保険と後期高齢者医療(一部)に関する手続き		
	・ 子ども医療に関する手続き		
	・ 児童手当に関する手続き		
	・ 社会福祉に関する手続き		
	・ 障害福祉に関する手続き		
	・ 介護保険に関する手続きなど		
手続きに 持参するもの	・ マイナンバーカード等の本人確認書類と対象手続きに必要な書類など		
その他	・ 手続きによっては、署名など一部記入していただく項目があります。 ・ 操作は、職員が丁寧にサポートしますのでご安心ください。		



操作は簡単！マイナンバーカードを機械に挿入するだけ！



カードリーダーにマイナンバーカードを挿入すると申請用紙に住所・氏名・生年月日等が転記され申請書が完成！

手続きにお越しの際は、マイナンバーカードをお持ちください。